

弘前市自治基本条例の制定に向けた取り組み



現在、市では、行政運営の基本ルールや仕組みを進めています。
自治基本条例の制定に向けた取り組みを進めています。



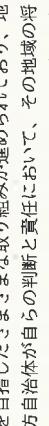
まちづくり（＝自治）を進める上で、誰が、何を、どうするかを明文化したまちの、まちづくりの基本ルールや仕組みなどを定める条例のことです。この条例を制定している多くの自治体では、まちづくりの主体となる市民・議会・行政それぞれの役割や、市民どのようにまちづくりに参加するのかなどの基本的な事項を定めています。



本年6月に「弘前市自治基本条例市民検討委員会」を設置し、現在、自治基本条例に関する議論を行っています。この市民検討委員会は、当市の実情に合った、地域の特性を生かした自治基本条例について検討することができるよう、公務市民や市内外公共団体の代表などをお構成員としています。

今後は、市民の皆さん意見を見広く聴取する機会を設けながら制定作業を進め、平成26年度の制定を目指しています。

なお、市民検討委員会会議の傍聴は自由です。ぜひ皆さんも傍聴してみてください。詳しくは、市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。



まちづくり（＝自治）を進める上で、誰が、何を、どうするかを明文化したまちの、まちづくりの基本ルールや仕組みなどを定める条例のことです。この条例を制定している多くの自治体では、まちづくりの主体となる市民・議会・行政それぞれの役割や、市民どのようにまちづくりに参加するのかなどの基本的な事項を定めています。

未来に向けて解決を図るということが、まちづくりにおいてはとても重要なことです。

そのためには、市民・議会・行政の役割などを明確にするまちづくりのルールが必要です。当市においては、これまで、地域住民による自主的なまちづくり活動は行われてきましたが、その活動を支え、市民主権システムを実現するために、市では、「弘前市市民参加型まちづくり1%システム」をはじめとする各種施策を実施しています。自治基本条例は、それら具体施策の方針となるものとして、制定を目指すものです。



市民参加型まちづくり1%システム 実施事業紹介

このコーナーでは、「市民参加型まちづくり1%システム」を活用し、実施された事業を紹介しています。
11回目の今号は下記の2事業です。

3 夏祭り in 原ヶ平12



▽事業団体 原ヶ平町会

▽事業内容 地域住民の顔が見える、親近感のある町会をつくることを目的に「夏祭り in 原ヶ平12」を開催しました。消防団員や青年部員が緊り運営しながら、子どもが見られたほか、当時は子どもから大人まで600人以上が参加し、世代を超えた町民の課題と交流を深める場となりました。

▽事業費／補助金額 62万5,589円／29万9,000円

4 「中野町民いこいの広場」整備事業

▽実施団体 中野町会

▽事業内容 住民の顔隣ど交流を図るために、長い年月をかけて町会で整備してきた「いよいの広場」のコンクリート舗装工事を行いました。作業には、役員などの町会活動の中心を担う世代から、その後の若い世代までの幅広い年代の住民がボランティアで参加し、活動を通して参加者たちは、町会を思う気持ちを互いに感じ合うことができました。事業を通じて、これまで先へたちが大切に築いてきた広場を受け継ぎ、さらには次の世代へつなぐきっかけ作りになりました。

▽事業費／補助金額 60万7,477円／43万8,000円



●本年度の事業は終了しましたが、1%システムに関する質問や相談については、いつでも受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

▽問い合わせ先 市民との協働推進課市民協働係（☎ 40・7108、Eメール shimminkyoudou@city.hiroasaki.lg.jp）

冬のライトアップ 洋館散歩



HIROASAKI GUIDE TOUR



冬の弘前は洋風建築物がライトアップされ、街路がイルミネーションで彩られます。北国のいっていいた夜に輝くほのかな光の輪と洋館のコラボレーションは、まるでメルヘンの世界。路地裏探偵団と歩く洋館散策で、心に明かりをともなさう。

▽問い合わせ先 市民との協働推進課市民協働係（☎ 40・7108）

詳しくは machi-aruki.sakura.ne.jp 検索